

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第48号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に
「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

第17条第2項中「「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、」を削
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。